

第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画概要

【令和3(2021)～令和5(2023)年度】

1 計画の位置づけ

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する「老人福祉計画」に基づき、「介護保険事業計画」は、介護保険法（平成9年法律123号）第117条の規定に基づき策定するものです。

本市においては、老人福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るために、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体とした「豊明市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

2 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度の3か年とし、以降3年ごとに見直しを行います。

第8期計画は、団塊の世代が75歳以上となり、医療や介護の需要が更に増加することが見込まれる令和7年度（2025年度）、また団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度（2040年度）を見据えた計画です。

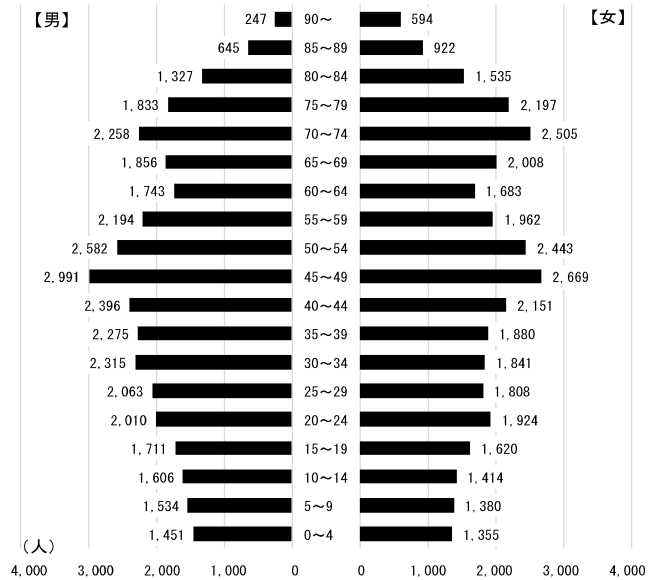


3 計画の策定体制

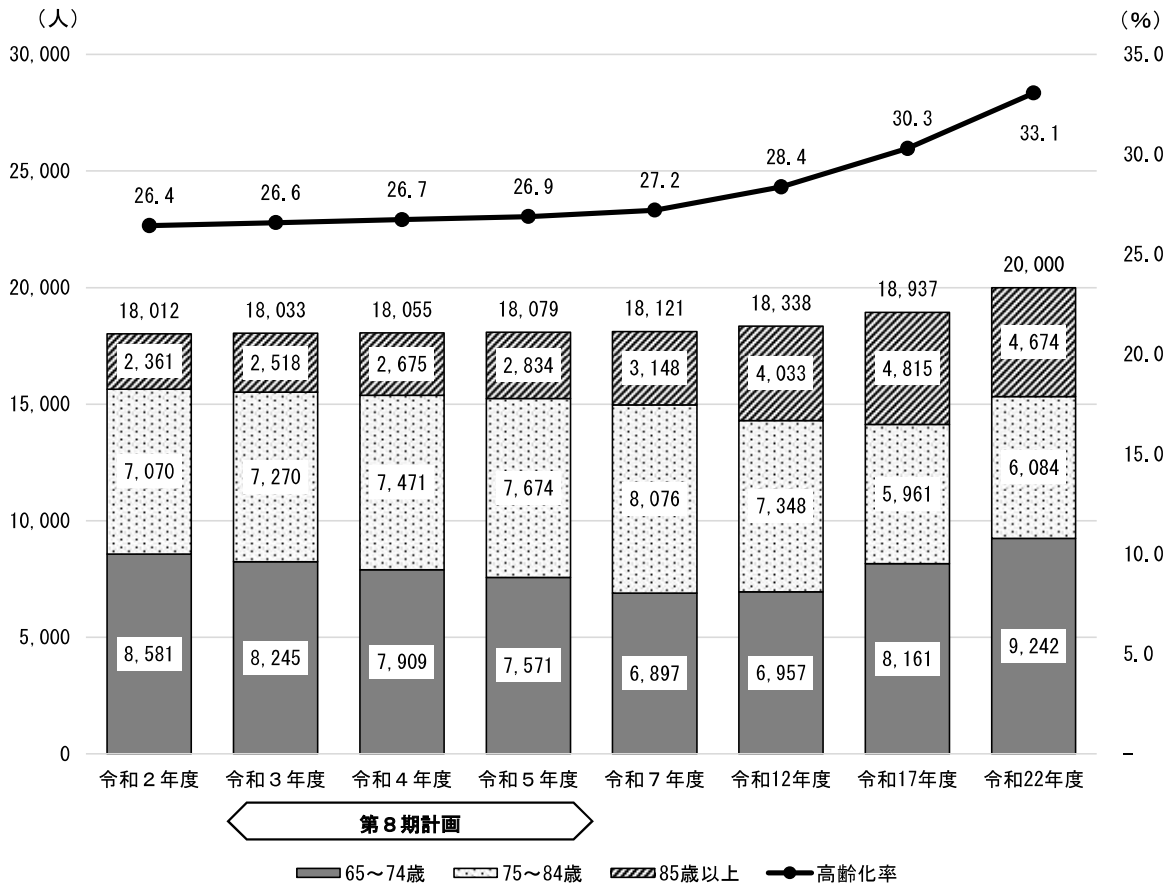
本計画は、65歳以上のすべての市民（要介護認定者を除く）を対象にした「介護予防・日常生活圏域二ーズ調査」、家族介護者及び介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象とした「在宅介護実態調査」への調査を実施するとともに、被保険者・サービス提供者・各種関係団体等の代表者で構成する「豊明市高齢者福祉計画策定・推進委員会」において計画内容について検討し、策定しました。

4 高齢者人口の長期推計

- 本市の人口構成を人口ピラミッドで見ると、いわゆる団塊の世代が属する70～74歳と、団塊ジュニア世代等が属する45～49歳に山がみられます。
- 高齢者人口（第1号被保険者数）は、第8期計画期間の令和3～5年度は18,000人台で、その後令和7年度頃まで横ばいで推移し、令和7年度以降、増加が大きくなると予想されます。
- また、年齢区分別にみると、前期高齢者は令和7年度頃まで減少しますが、後期高齢者は令和12年度頃まで増加が続くと予想されます。
- 高齢化率は、令和7年度頃までは緩やかに増加した後、急激に上昇し、令和17年頃には30%を超えると予想されます。



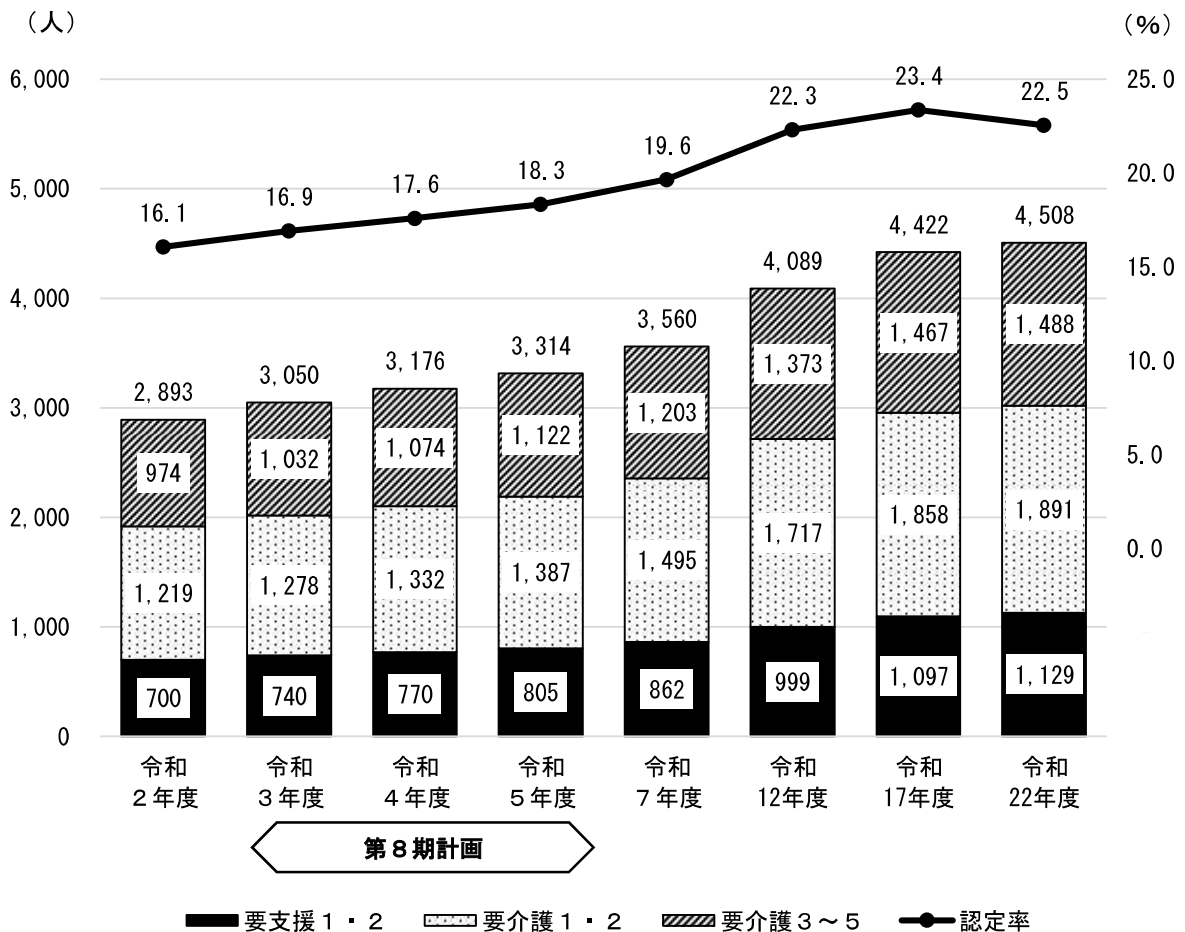
資料：住民基本台帳人口（令和2年10月1日）



5 要介護認定者の長期推計

- ・第1号被保険者数の推計と年齢区分別の認定率をもとに認定者数を推計すると、令和7年度の認定者数は3,560人程度となり、令和2年度からの5年間で、650人程度の増加が見込まれます。
- ・第7期計画期間においては、介護予防事業等の成果により、要介護認定率が見込み値を維持したように、第8期計画以降も、認定者数を減らすための効果的な事業を推進していくことが重要です。

■第1号被保険者の要介護認定者数の推計

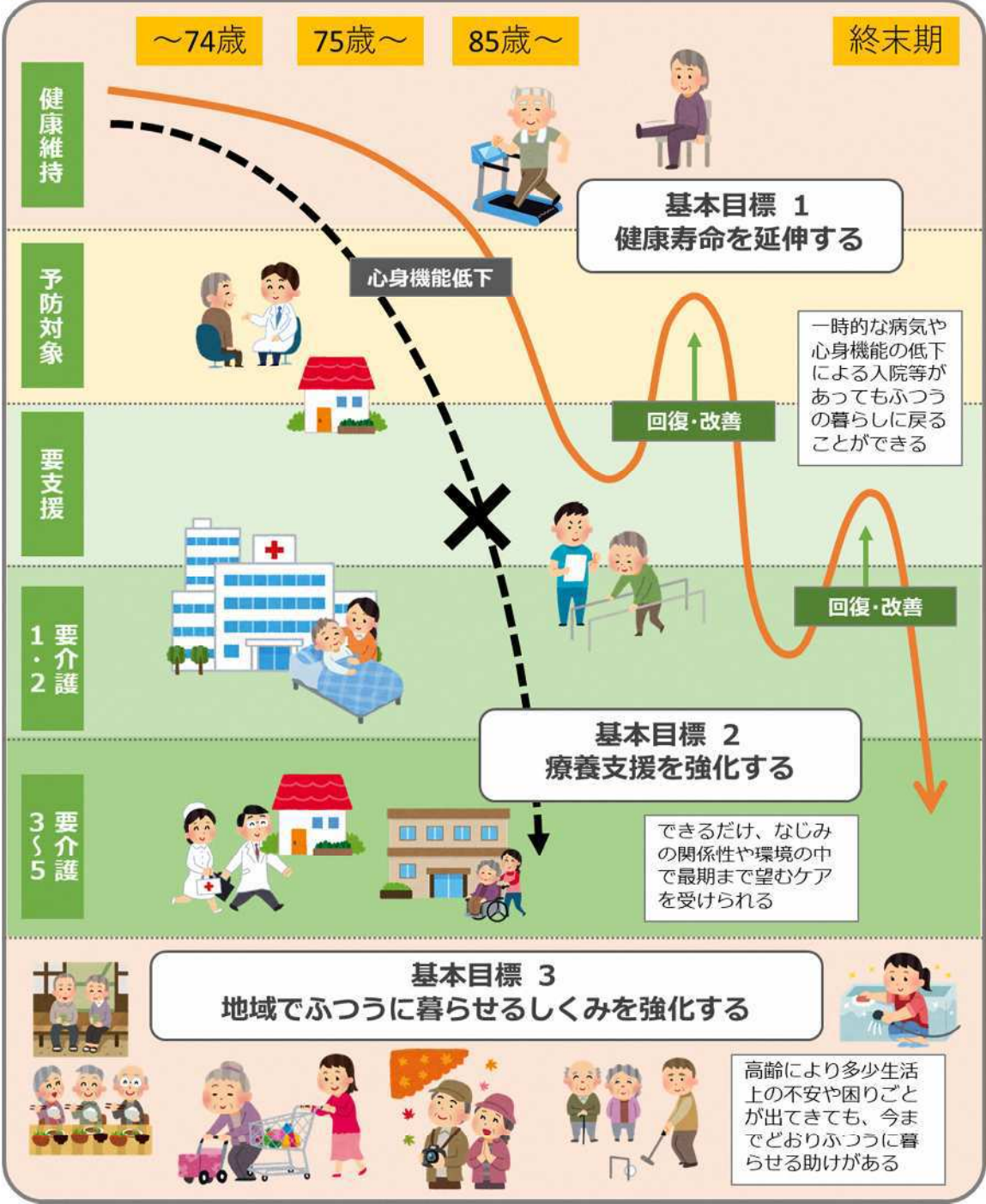


資料：住民基本台帳（各年10月1日）及び介護保険事業状況報告をもとに推計

6 計画の基本理念と目標

基本理念 ふつうに暮らせるしあわせ (Well-being)

第8期計画 総合目標「ふつうに暮らせるしあわせ」を支える地域の力づくり



基本目標
1

健康寿命を延伸する

- ・高齢者が、年齢を重ねるごとに心身機能が低下してきたとしても、これまで送ってきた「日常の暮らし」を送ることができるよう、できる限り、自ら要支援・要介護になることを予防し、遅らせ、重度化を防ぎ、自立した生活を維持する力を引き出し、「ふつうに暮らせるしあわせ」を支えます。
- ・毎日の生活を活動的に送り、誰かに必要とされる充実感や、人とのつながりにより人生を豊かにできるよう、地域に多様な「活動」や「参加」の場づくりを行っていきます。

基本目標
2

療養支援を強化する

- ・本人の意向や心身状態、住環境、家族介護力等、一人一人の状況に合った適切な医療・介護を提供できる体制を構築します。
- ・本人が最期まで望む場所でケアを受けることができるよう、家族介護者等の身体的、精神的、経済的負担を軽減する支援策を充実させ、本人と家族介護者双方の暮らしを守ります。
- ・医療ニーズの高い要介護者が、質の高い医療や介護を受けることができるよう、医療介護関係者の専門性の向上を図り、ケアの質の向上に取り組みます。

基本目標
3

地域でふつうに暮らせるしくみを強化する

- ・高齢になってもふつうに暮らせるよう、いまだ解決できていない地域の課題について、高齢の暮らしを支える地域住民・団体、医療・介護・福祉等の専門職などが連携し、ともに解決に向けて動くしくみを強化します。
- ・誰もがなりうる認知症の進行をできるだけ遅らせ、また、認知症になっても安心して暮らせるよう、専門的支援と地域で支える体制を充実させます。
- ・高齢者が虐待や消費者被害等に遭わないように、権利擁護を推進します。
- ・医療介護を担う現場の業務効率化や自然災害等への対応力を高め、地域包括ケアシステムを支える体制を強化します。

7 計画の施策体系

基本理念 目指す姿	ふつうに暮らせるしあわせ (well-being)	
第8期計画 総合目標	「ふつうに暮らせるしあわせ」を支える 地域のかづくり	
基本目標	施策の柱	施策の内容
1 健康寿命を 延伸する	1-1 自立支援・重度化予防の推進	(1) 地域の実態把握 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)
	1-2 生涯現役社会の構築と 社会参加の促進	(2) 元のふつうの暮らしに戻す支援の充実 (リエイブルメント)
2 療養支援を 強化する	2-1 在宅療養を支える 多様な医療・介護サービスの充実	(3) 介護予防・健康づくりの習慣化支援の強化 (セルフマネジメント)
	2-2 切れ目のない 医療・介護提供体制の構築	(1) 身近な地域における参加と活動の場の確保 (アクティブエイジング)
	2-3 一人一人の状況にあった サービス利用の促進	(1) 在宅生活の限界点を高めるサービス提供体制の構築
3 地域で ふつうに 暮らせる しくみを 強化する	3-1 日常生活圏域の特性を活かした 地域密着のまちづくりの推進	(2) 本人と家族を支える支援の充実
	3-2 認知症になっても ふつうに暮らせる社会の構築	(1) 医療・介護を担う専門職の育成
	3-3 高齢者の権利擁護支援	(2) 医療・介護連携の推進
	3-4 地域包括ケアシステムを支える 業務体制の確保	(1) 介護給付等の適正化への取組及び目標設定 (介護給付適正化計画)
		(2) サービスの質の向上
		(1) 特色ある地域包括ケアモデルの構築
		(2) 総合相談体制の強化
		(3) 暮らしを支える地域力の強化と資源の充実
		(1) 認知症の方や家族への専門的支援
		(2) 認知症とともに生きる地域づくり
		(1) 高齢者の意思決定支援にかかる体制の充実
		(2) 高齢者虐待防止体制の充実
		(1) 業務効率化と人材の確保
		(2) 自然災害・感染症対応の強化
		介護保険事業費の見込み

8 本市の地域包括ケアの考え方(地域包括ケア豊明モデル)

本市はこれまで、藤田医科大学、UR都市機構中部支社と市の三者協定（平成25年度）に基づき、地域住民や周辺の民間企業とともに「けやきいききプロジェクト」を立ち上げ、豊明団地を市全体の医療福祉拠点とし資源を集約し、高齢化社会に対応するモデル的な地域づくりを進めてきました。

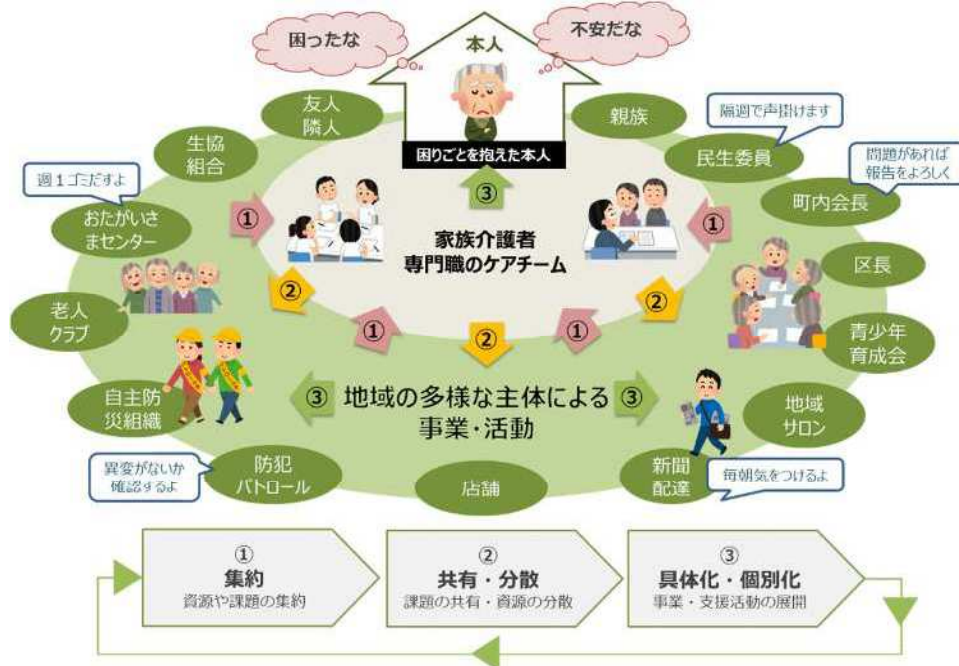
また、早期（平成23年度）にICT情報共有ツール「いきいき笑顔ネットワーク（電子@連絡帳）」の導入を進め「統合ケア」を可能にする情報基盤整備を行うとともに、平成25年度からは、医療介護を担う人材育成事業を実施し、多職種連携の土壌を育んできました。

更に、平成28年度から定期開催している「多職種合同ケアカンファレンス（地域ケア個別会議）」は、個別ケースの検討を通じて、未だ解決できていない地域の課題に気づき、関係者で共有する場、職種間の「専門性の技術移転」の場として機能し、高齢者を支える地域資源の充実、専門性の向上につながっています。

本市の地域包括ケアシステムの構築においては、**困難を抱えた「一人の高齢者の暮らしをどう支えるか」の検討を起点とし、そこから解決すべき課題や施策を見極め、地域のあらゆる資源・情報・力を結集し解決に向けて動くこと、その試行錯誤を全市的に展開することにより、地域ぐるみの取組を進めていくことを基本方針とします。**

このような地域ぐるみの取り組みを重ねながら、**年齢を重ねても、一人暮らしになっても、認知症になっても、医療や介護が必要となっても、市民が「ふつうに暮らせるしあわせ」を支えていきます。**

■豊明市の地域包括ケアシステムの構築イメージ



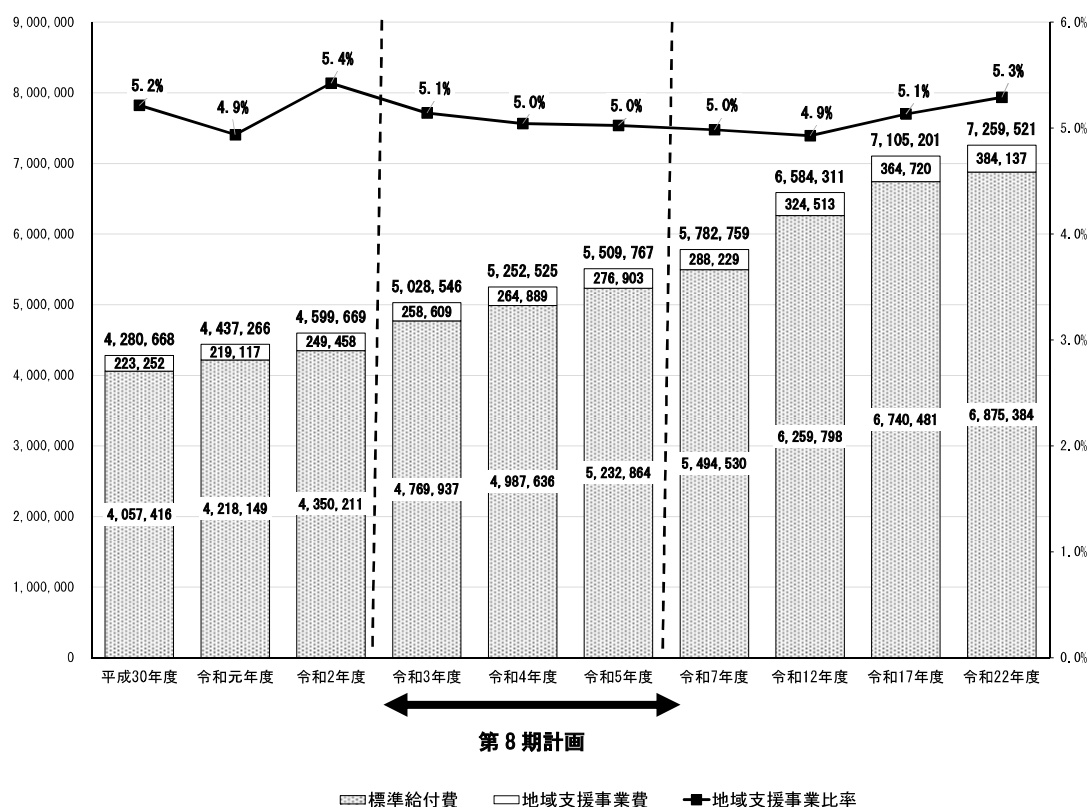
9 総費用額

(1) 標準給付費の見込み

(単位：円)

	合計	第8期計画			令和7年度	令和22年度
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
標準給付費見込額 (A)	14,990,436,648	4,769,936,661	4,987,636,363	5,232,863,624	5,494,529,697	6,875,384,113
総給付費	14,331,149,000	4,549,850,000	4,772,238,000	5,009,061,000	5,253,756,000	6,577,830,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	279,098,517	97,009,156	89,305,948	92,783,413	99,817,415	123,362,853
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	336,370,466	109,074,887	111,470,063	115,825,516	124,610,243	153,991,094
高額医療合算介護サービス費等給付額	36,163,123	11,556,216	12,067,694	12,539,213	13,490,243	16,671,000
算定対象審査支払手数料	7,655,542	2,446,402	2,554,658	2,654,482	2,855,796	3,529,166
地域支援事業費 (B)	800,401,000	258,609,000	264,889,000	276,903,000	288,229,476	384,136,851
介護予防・日常生活支援総合事業費	356,865,000	111,300,000	118,839,000	126,726,000	128,502,476	169,337,851
包括的支援事業（地域包括支援センターの 運営）及び任意事業費	297,027,000	99,300,000	97,550,000	100,177,000	107,727,000	144,987,000
包括的支援事業（社会保障充実分）	146,509,000	48,009,000	48,500,000	50,000,000	52,000,000	69,812,000
第1号被保険者負担相当額 (D)	3,631,892,659	1,156,565,502	1,208,080,833	1,267,246,324	1,353,165,646	1,945,551,618
調整交付金見込額 (I)	301,362,000	79,076,000	100,087,000	122,199,000	156,883,000	142,303,000
市町村特別給付費等	57,000,000	13,800,000	22,450,000	20,750,000	10,859,254	13,419,671
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	58,000,000				0	0
保険料収納必要額 (L)	3,716,895,741				1,488,293,509	2,168,904,388

※千円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合がある。



(2) 第1号被保険者の保険料基準額と段階設定

下記基準額をもとに、所得に応じて13段階で設定します。

第8期保険料基準額（月額）	5,675円
（参考）第7期保険料基準額	5,515円

区 分		料率	年額 保険料(円)
第1段階	生活保護受給している人、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.3 (0.45)	20,400 (30,600)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.45 (0.65)	30,600 (44,200)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	0.65 (0.7)	44,200 (47,600)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.9	61,200
第5段階 (基準)	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	1.0	68,100
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	81,700
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	88,500
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上290万円未満の人	1.4	95,300
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上320万円未満の人	1.5	102,100
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の人	1.6	108,900
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満の人	1.8	122,500
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.0	136,200
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.2	149,800

※括弧内は、公費負担による低所得者保険料負担軽減前の値

(3) 保険料構造

第1号被保険者の基準保険料額の保険料構造は下記のとおりです。

	第8期	
	金額	構成比(%)
総給付費	5,744	90.5%
在宅サービス	2,919	46.0%
居住系サービス	538	8.5%
施設サービス	2,287	36.1%
その他給付費	232	3.6%
地域支援事業費	281	4.4%
市町村特別給付費等	87	1.4%
保険料収納必要額(月額)	6,344	100.0%
準備基金取崩による影響額	△580	△9.1%
保険者機能推進交付金等による影響額	△89	△1.4%
保険料基準額(月額)	5,675	89.5%